

広島県告示第三百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年四月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川駅家線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
福山市駅家町大字服部本郷一・二九番一地先から 福山市駅家町大字服部本郷一・二九番二地先まで	新	旧	四・五〇 四・五〇	二〇・〇〇	拡幅
	七・二〇	三・七〇	七・二〇	二〇・〇〇	
福山市駅家町大字服部本郷一〇番八地先から 福山市駅家町大字服部本郷九番九地先まで	新	旧	四・三〇 四・三〇	二八・三〇	拡幅
	七・〇〇	三・七〇	七・〇〇	二八・三〇	